

(前のページより続き)
○アルコール売捌規則第四条ノ二第二項及びアルコール事業法施行規則第十條第二項の規定に基づき、電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準の一部を改正する告示
(経済産業・環境二)

○航路標識に関する件
(海上保安庁八九ノ九一)
○青ノ山船舶通航信号所、門司船舶通航信号所及び牧山船舶通航信号所に關する告示の一部を改正する件
(同九二ノ九四)

〔国会事項〕
〔人事異動〕
内閣 警察庁 経済産業省 環境省

〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
労働

争議行為の通知の公表について
(厚生労働省)
〔資料〕
閣議決定等事項
〔公告〕
諸事項

官庁
平成十三年度精神・神経疾患研究委
託費の公募課題等関係

二 三 四 五 六 七 八 九

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権判決、破産、免責、和議、特別清算、再生関係
特殊法人等
日本銀行営業毎旬報告、厚生年金基金変更関係
地方公共団体
違法駐車車両保管、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係
会社その他

省 令

○総務省令第二十八号
郵便振替規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十三年三月二十七日
総務大臣 片山虎之助

郵便振替規則の一部を改正する省令
郵便振替規則(昭和二十三年通信省令第三十二号)の一部を次のように改正する。
別表第二十号料金の欄中、「千分の四十一」を、「千分の三十二」に改め、同表第二十六号料金の欄中、「千分の五」を、「一万分の四十七」に改め、同表第二十九号料金の欄中、「一万分の六十二」を、「千分の六」に改める。

附則
1 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。
2 この省令の施行前に郵便局において支払った記名国債の償還金に關し徴収する料金については、なお従前の例による。
○総務省令第二十九号
平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間に取扱い額郵便貯金等の預入の事務に係る簡易郵便局規則第八條の特例を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十三年三月二十七日
総務大臣 片山虎之助

平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間に取扱い額郵便貯金等の預入の事務に係る簡易郵便局規則第八條の特例を定める省令の一部を改正する省令
平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間に取扱い額郵便貯金等の預入の事務に係る簡易郵便局規則第八條の特例を定める省令(平成十二年郵政省令第三十一号)の一部を次のように改正する。
題名中、「平成十三年三月三十一日」を、「平成十四年三月三十一日」に改める。
本則中、「平成十三年三月三十一日」を、「平成十四年三月三十一日」に改める。

附則
この省令は、公布の日から施行する。

○文部科学省令第二十一号
不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)第三十五條第三項(船舶登記規則(明治三十二年勅令第二百七十号)第一条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、文部科学省の所管に属する不動産及び船舶に關する権利の登記嘱託職員を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十三年三月二十七日
文部科学大臣 町村 信孝

文部科学省の所管に属する不動産及び船舶に關する権利の登記嘱託職員を指定する省令の一部を改正する省令
文部科学省の所管に属する不動産及び船舶に關する権利の登記嘱託職員を指定する省令(平成十二年総理府・文部省令第五号)の一部を次のように改正する。
第一条中、「文部科学省本省の施設等機関(文部科学省組織令(平成十二年政令第二百五十一号)第八十九條に定める施設等機関をいう。)(長(科学技術政策研究所長を除く。))」を、「国立教育政策研究所長」に改め、「文化庁の施設等機関(文部科学省組織令第二百二十四條に規定する施設等機関をいう。)(長(東京国立文化財研究所長を除く。))」を削る。

附則
この省令は、平成十三年四月一日から施行する。
○文部科学省令第二十二号
教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七十七号)第五條別表第一の規定に基づき、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十三年三月二十七日
文部科学大臣 町村 信孝

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令
教育職員免許法施行規則(昭和二十九年文部省令第二十六号)の一部を次のように改正する。
第六條の表備考第十四号を同表備考第十六号とし、同表備考第十五号を同表備考第十七号とし、同表備考第十三号の次に次の二号を加える。
十四 小学校又は幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育課程及び指導法に關する科目に係る教育課程の意義及び編成の方法並びに教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)(の単位のうち、二単位(二種免許状の授与を受ける場合にあつては一単位)までは、小学校又は幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位をもつてあてることができ

る。